

# 最近の経済対策における雇用対策

## 資料2-1

### 安心実現のための緊急総合対策 (平成20年8月29日)

一次補正 99.4億円(うち一般11.8億円)

#### (対策の概要)

#### 1 非正規雇用対策等の推進【28億円】

- ・日雇派遣労働者等の安定就職支援等 (6.8)
- ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充(トライアル雇用制度の対象者に35～39歳を追加 等) (7.2)
- ・訓練期間中の生活保障給付(月10万円)の創設等 (9.7)
- ・非正規労働者就労支援センター(以下「非正規センター」)(3カ所)の設置 (3.4)

#### 2 中小企業の雇用維持への支援【69億円】

- ・中小企業への雇用維持支援拡充(中小企業緊急雇用安定助成金の創設)(賃金等の2/3→4/5を助成) (45)
- ・離職者訓練の重点的な実施 (5.7)

#### 3 女性の就労支援【0.8億円】

- ・マザーズハローワーク事業の拡充(マザーズコーナーを10カ所増) (0.8)

#### 4 高齢者の就労支援【0.4億円】

- ・特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」)のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施 (0.4)

#### 5 障害者の就労支援【1.1億円】

- ・特開金の支給期間の延長(1年→1年半)
- ・障害者専門支援員の拡充(227人→297人)

#### 6 介護サービスの確保(制度要求)

- ・介護人材確保職場定着支援助成金(介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設

### 生活対策

(平成20年10月30日)

二次補正 2,505億円

21年度予算案(追加要求分) 約300億円

#### (対策の概要)

#### 1 家計緊急支援対策

- ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2→0.8%)

#### 2 雇用セーフティネット強化対策【2,766億円】

- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (218)
- ・非正規センターの増設(3→5カ所) (1.2)
- ・訓練期間中の生活保障給付の拡充(10→12万円等)
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充(被保険者期間6カ月未満の者を対象 等) (35)
- ・ふるさと雇用再生特別交付金の創設 (2,500)
- ・離職者訓練の追加実施 (4.2)

#### 3 生活安心確保対策【75億円】

- ・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充(年長フリーター等を雇入れた場合は50→100万円) (57)
- ・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設(経費の1/2を助成) (3.8)
- ・中小企業子育て支援助成金の拡充(支給対象範囲を拡大(2人目→5人目)2人目以降の支給額 60→80万円 等) (3.4)
- ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設(障害者を初めて雇入れた場合100万円支給) (5.0)
- ・特例子会社等設立促進助成金の創設(初年度2000万円等) (4.5)

### 生活防衛のための緊急対策

(平成20年12月19日)

二次補正 1,542億円(うち一般1,500億円)

21年度予算(追加要求分)約1,300億円

#### (対策の概要)

#### 1 住宅・生活対策【293億円】

- ・住宅の継続貸与事業主への助成(月4～6万円 6カ月まで) (40)
- ・住宅・生活支援の資金貸付(最大186万円) (252)
- ・雇用促進住宅の最大限の活用

#### 2 雇用維持対策【504億円】

- ・雇用調整助成金等の拡充(大企業の助成率1/2→2/3) (410)
- ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (89)
- ・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等

#### 3 再就職支援対策【2,075億円】

- ・緊急雇用創出事業の創設 (1,500)
- ・特開金の支給額増額(90→135万円 等) (378)
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施(最長2年間) (119)

#### 4 内定取消し対策【3.3億円】

- ・内定取消しに関する相談、企業指導の強化
- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に内定を取り消された就職未決定者を追加 (2.4)

#### 5 雇用保険制度の機能強化

- ・雇用保険の給付の見直し等

※1) 計数整理の結果、異動を生ずることがある

※2) 一次補正は、平成20年10月16日成立、二次補正は平成21年1月27日成立

※3) 括弧内の単位は億円



# 雇用の安定と生活支援対策

## 平成20年中に既に実施している施策

### 1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

- (1) 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。(12月15日から、190カ所)
  - 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。
  - 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。  
(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)
- (2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用予定)

### 2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

- (1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)
- (2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)
- (3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務を簡素化し、制度を利用しやすくします。

### 3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)
- (2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。(平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。)

## 第二次補正予算成立により実施する施策

### 1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。  
(「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施)

### 2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

- (1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。
- (2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大等)

## 21年度から実施予定の施策 ～雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

- ① 非正規労働者の適用範囲を拡大します。  
(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- ② 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。
- ③ 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

※改正法案を今国会に提出



# 雇用に関するセーフティネットの拡充の動き

年 末

年度末

○ ハローワークで就職・住宅確保などの相談・支援窓口を開設(12月15日から、190か所)

## I 雇用維持

1 雇用維持のための雇用調整助成金の拡充(12月9日から6か月未満の労働者も対象に)等(500億円程度)

2 受け入れている派遣労働者を直接雇用する事業主への助成(1人あたり中小企業100万円、大企業50万円)

## II 失業者支援

### 1 雇用保険

- ・非正規労働者については週20時間以上、1年以上の雇用見込みがあれば、90日～330日失業給付を給付
- ・雇入時に資格取得がなされていなくとも遡って適用し、給付手続可能

### ○ 雇用保険の機能強化(1,700億円程度)

- ・非正規労働者の適用範囲拡大(雇用見込1年以上→6か月以上)
- ・雇止めの場合の受給資格要件の緩和(加入期間1年→6か月)
- ・給付日数について60日分延長

### 2 住宅・生活支援(入居先の確保・資金貸付)

- ・雇用促進住宅を最大限活用
- ・12月22日から、労働金庫より最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の貸付受付開始(6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除)
- ・12月9日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成(一人一か月4～6万円、6か月まで)

### 3 職業訓練

- ・職業訓練期間中の生活保障給付(最大10万円/月(2次補正で12万円))  
(訓練を適切に修了し、就職した場合等に返還免除)

- ・離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用の実現に向けた長期間訓練(最大2年間)の実施

### 4 再就職支援対策

- ・年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用した事業主への奨励金の支給(2次補正で増額(中小企業30→100万円、大企業20→50万円))
- ・母子家庭の母、高齢者、障害者等を雇い入れた中小企業への助成金の支給(2次補正で増額(60万円→90万円等))

## III 雇用創出

○ 「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」創設(2,500億円)

○ 緊急雇用創出事業(基金)の開始(1,500億円)

※ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、適正に生活保護を実施



# 解雇・雇止めにより住居を喪失した非正規労働者等に対する支援

## 対象者に対する相談支援

### 相談体制の整備(12/15～)

- 全国のハローワーク(190か所)において、住宅と安定就労確保のための相談支援
- 社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介

### 就職安定資金融資(12/15～)

- ハローワークを窓口として労働金庫が貸付

- ・入居初期費用(上限50万円)
- ・家賃補助費(上限6万円×最長6ヶ月)
- ・生活・就職活動費(上限100万円)

※雇用保険受給者は入居初期費用(上限50万円)と生活・就職活動費(上限10万円)

※貸付後6か月後に就職した場合、一部返済免除

融資実行件数=1,519件

### 雇用促進住宅への入居(12/15～)

- 雇用促進住宅の最大限活用、ハローワークを相談窓口とし、迅速な入居の促進

入居決定件数=3,292件

## 事業主に対する働きかけ

### 住宅の継続使用の要請(12/9～)

- 各労働局、ハローワークにおいて、社員寮への入居継続を可能とするよう事業主に対する要請
- 併せて、厚生労働大臣から経済団体等に対する要請

### 住宅の継続貸与事業主への助成 (第2次補正予算により措置)

- 雇止め・解雇を行った派遣労働者等に対して、離職後においても、引き続き住宅を無償で提供する事業主への助成

- ・対象労働者1人につき1か月あたり  
上限4～6万円×最長6ヶ月

※12月9日以降住宅を提供した事業主に対して適用

(注)太字は1/30までの実績



# 雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることにより雇用を維持する場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成する。

景気の悪化

都道府県労働局

期間中の賃金・休業手当等について  
助成

助成率： 大企業 1/2  
          中小企業 4/5

※大企業については  
2/3に引き上げ予定

教育訓練費：大企業 1,200円  
              中小企業 6,000円  
(労働者1人1日あたり)

事業活動縮小要件

大企業

・最近3ヶ月の生産量が直前3ヶ月又は前年同期比  
5%以上減

中小企業

・最近3ヶ月の生産量が直前3ヶ月又は前年同期比減  
・前期決算等の経常利益が赤字(生産量が5%以上減少している場合は不要)

実施内容

対象労働者に休業・教育訓練・出向を実施

対象労働者

雇用保険被保険者：期間を問わず全員  
(新規学卒者を含む)  
被保険者以外：雇用期間6ヶ月以上

※ 中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金(H20.12.1創設)による。

H20. 12. 26現在



# 新規学校卒業者の採用内定取消しへの対応

新規学校卒業者の採用内定取消し(ハローワークが指導中のものを含む)について、全国のハローワークが確認している事案は、**271事業所、1,215人(高校生206人、大学生等1,009人)**である。(平成20年12月19日現在)

当  
面  
の  
取  
組

11月28日～

## 特別相談窓口の設置

- 採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター等に設置  
〈支援の内容〉
  - ・ 採用内定取消しを行おうとする事業主に対して、その回避等について指導を実施
  - ・ 就職を希望する大学生等に対して、求人情報の提供、職業紹介等を実施

## 「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知

- ハローワークから事業主等にパンフレットを配布、厚生労働省等のホームページへの掲載
  - 事業主団体への要請
- (注)事業主が新卒者の採用に当たり考慮すべき事項を取りまとめたものであり、①事業主は採用内定取消しを防止するため最大限の努力を行うこと、②採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、合理的理由がない限り取消しは無効とされること等を盛り込んでいる。

## 大学等とハローワークの連携強化

- 大学等と連携した採用内定取消しに関する情報の的確な把握、特別相談窓口に関する情報の学生への提供

新  
た  
な  
雇  
用  
対  
策

12月9日

## 新たな雇用対策に関する提言(与党新雇用対策に関するPT) 20年12月5日

### ①内定取消しに関する相談、企業指導等の強化

特別相談窓口の設置、ハローワークによる取消事案の一元的把握や**企業名の公表**(平成21年1月19日に改正職業安定法施行規則を公布・施行)等

### ③新卒者の雇用の安定確保

新卒者採用後直ちに教育訓練・出向・休業をさせて雇用維持する場合も雇用調整助成金等の対象に特例的に追加

### ②内定取消し学生のマッチングの促進

年長フリーターのための特別奨励金の対象に特例的に追加等

### ④22年3月卒業者に対する就職支援の強化

就職面接会の拡充、新卒者の採用拡大等について事業主団体へ要請

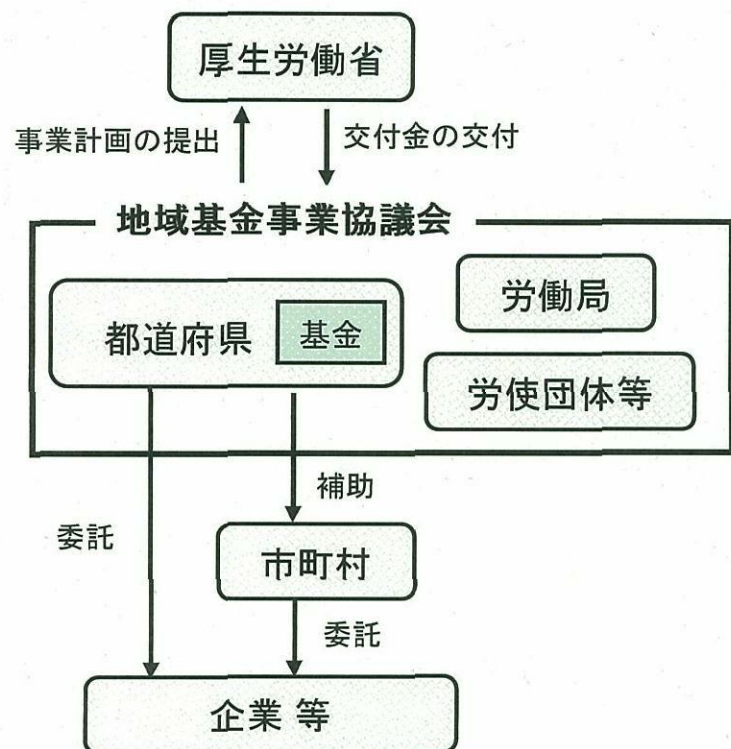
※可能なものから順次実施(②③④は20年度二次補正、21年度予算等において速やかに実施)



## ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

### 概念図



### 事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

(事業の規模等)

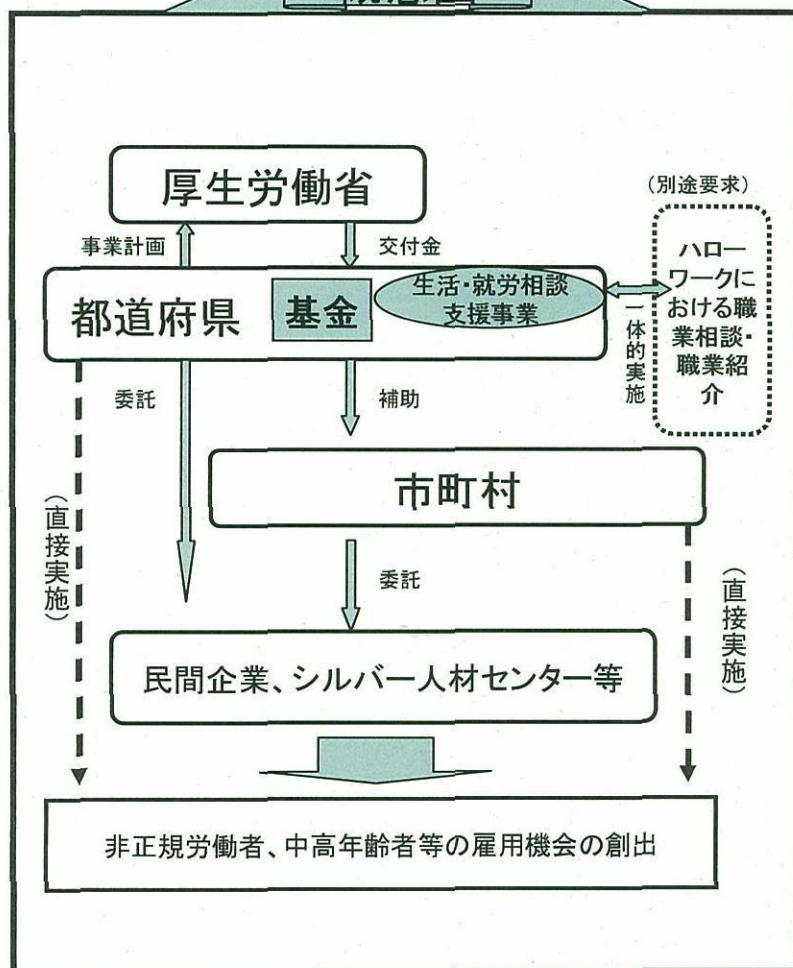
- ・予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・実施地域 全国



# 緊急雇用創出事業

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。

## 概念図



## 事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託（直轄実施も可）し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。  
（基金は平成23年度末まで）

### （具体的な事業イメージ）

- ・環境・地域振興：森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- ・介護・福祉：高齢者等に対する介護補助を行う事業
- ・教育：補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- ・防災・防火：雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

### （事業実施要件）

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が7割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

### （連携事業）

- ・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施する。

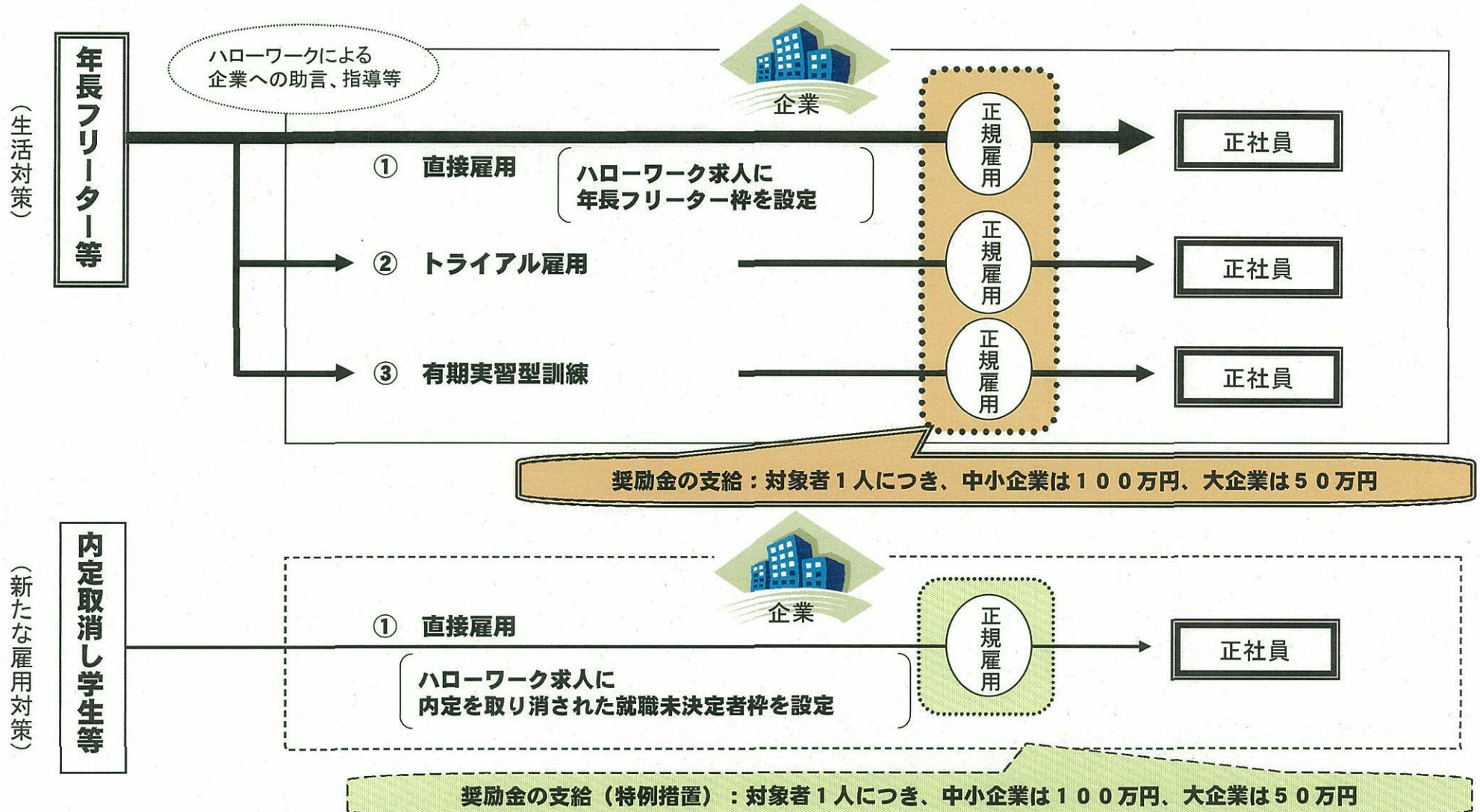
### （事業の規模等）

- ・予算額 1,500億円（一般会計）
- ・雇用創出効果 15万人
- ・実施地域 全国



## 年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金(仮称))

年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。





# 派遣労働者の派遣先への直接雇用を促進するための特別奨励金の創設

「生活防衛のための緊急対策」にて措置(2次補正)

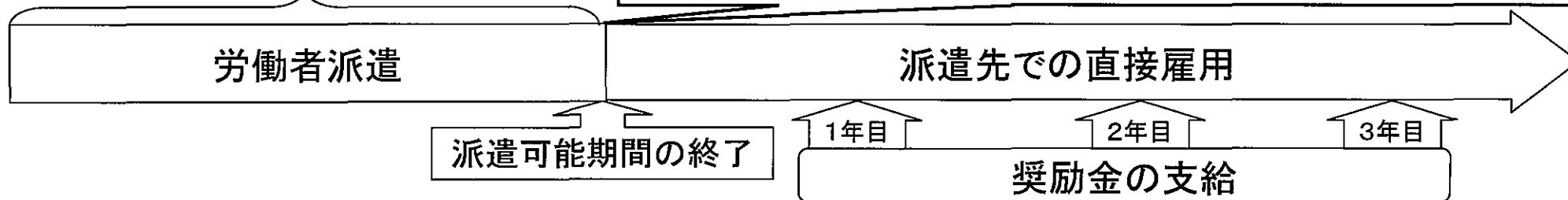
派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対して、奨励金を支給

- ①期間の定めのない雇用の場合: 中小企業 1人100万円  
大企業 1人 50万円
- ②有期雇用の場合: 中小企業 1人50万円  
大企業 1人25万円

労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。(平成23年度までの時限措置)

平成18年頃、派遣に切替えた製造業務等の派遣可能期間(原則1年、最大3年まで)が終了し、いわゆる「2009年問題」として指摘される。

派遣先において、雇用の需要があるにもかかわらず、直接雇用が困難なため、派遣可能期間を契機に派遣労働者の雇用が失われるおそれがあることから、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合に特別奨励金を支給。



※雇用の安定に資するよう、3年間にわたり3回に分けて支給



# 離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充  
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**)

(平成21年度離職者訓練定員全体: 約19万人 (※ 対20年度当初比 約4万人増))

## 1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 **9,760人**(6か月及び2年訓練) (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり)

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6,000人**

2年訓練 介護福祉士養成コース**3,760人**

・IT関連 **5,240人**(6か月訓練) (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり)

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 **2,500人**(6か月訓練)

## 2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。  
(例: ホームヘルパー2級養成コース)



# 「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大

## ＜改正前の制度＞

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対する生活費を加味した貸付けを行うもの。

○貸付要件  
所得が150万円以下の者

○貸付額 46,200円

○ 返還  
訓練修了後6か月を経過した後、16年以内の年賦、半年賦等の方法により返還。

《給付ができる制度の創設、貸付額の引上げ等》

### 一次補正

○貸付要件

- ・所得が200万円以下の者
- ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

○貸付額  
46,200円、100,000円

○返還免除要件【創設】

- ・年長フリーター(25～34歳)
- ・30代後半の不安定就労者
- ・母子家庭の母親

のうち、次の要件のどちらも満たすもの  
(i) 所得が150万円以下の主たる生計者  
(ii) 訓練を適切に修了したこと

### 二次補正

《貸付額の引上げ、返還免除要件の拡充等》

#### 生活対策

○貸付要件

- ・所得が200万円以下の者
- ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

○貸付額  
46,200円、100,000円  
→扶養家族を有する者に対する貸付額: 120,000円

○返還免除要件

- ・年長フリーター(25～34歳)
- ・30代後半の不安定就労者
- ・母子家庭の母親
- ・40歳以上の者

のうち、次の要件のどちらも満たすもの  
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者  
(ii) 訓練を適切に修了したこと

《貸付要件の拡充、返還免除要件の拡充等》

#### 新たな雇用対策

○貸付要件

- ・所得が200万円以下の者
- ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者
- ・離職した派遣労働者等
- ・橋渡し訓練受講者

○貸付額  
46,200円、100,000円  
→扶養家族を有する者に対する貸付額: 120,000円

○返還免除要件

- ・25歳未満の者を追加し、年齢等の要件を撤廃

貸付者のうち、次の要件のどちらも満たすもの  
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者  
(ii) 訓練を適切に修了したこと

【返還免除額】

| 貸付額             | 46,200円 | 100,000円 | 120,000円 |
|-----------------|---------|----------|----------|
| (1)求職活動を行っている場合 | 36,960円 | 80,000円  | 100,000円 |
| (2)就職した場合       | 46,200円 | 100,000円 | 120,000円 |



# 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行う

## 1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

(◎は3年間の暫定措置)

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

## 2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

## 3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

## 4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

## 5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日：平成21年4月1日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

\* 船員保険法についても、雇用保険法に準じた改正を行う。